

第 1031 回教育委員会 会議録

平成 28 年 9 月 12 日

14:00～15:00

①開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第 1031 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、武田委員と片桐委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「平成28年度国民体育大会東北ブロック大会兼第43回東北総合体育大会の結果について」は、資料の配布をもって報告とし、事務局の説明は省略といたします。

<廣瀬教育長>

これより議事に入ります。

⑤議 事

<廣瀬教育長>

議第 1 号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成 29 年度使用教科用図書の採択について」、高校教育課長及び義務教育課特別支援教育室長より説明願います。

<高校教育課長>

はい、それでは議第 1 号でございます。来年度の県立高等学校及び県立特別支援学校の高等部で使用する教科書の採択についてお諮りするものでございます。

まず、資料について確認させていただきます。1－2 頁から 1－22 頁までが別紙「平成 29 年度使用高等学校用教科用図書総括表」、「平成 29 年度使用高等学校用教科用図書選定状況」及び「山形県立特別支援学校の高等部における平成 29 年度使用教科用図書採択(案)」となっております。それから、別冊の 1－2－2 頁に資料 1「平成 29 年度使用教科用図書採択について」、1－2－3 頁から 1－2－5 頁が資料 2、代表的な学校 3 校の「教科書選定の観点」となっております。それから、1－2－8 頁が資料 4「県立特別支援学校高等部における教科用図書の採択について」。さらに、1－2－9 頁から 1－2－26 頁までが各県立

特別支援学校における選定結果でございます。なお、県立高等学校の選定理由書をまとめた資料を別つづりとしたものが、こちらにございます。各高等学校において、それぞれ1点選んだ教科書をどうして選んだのかという理由が全て記載されているものでございますので、御覧いただければと思います。

それでは、ただいま確認いたしました資料をもとに御説明させていただきます。まず、別冊の1-2-2頁、こちらのローマ数字のIを御覧ください。本県では「県立学校の教科用図書は、校長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて選定したものの中から、県教育委員会が審査し採択する。」としているところでございます。これを平成9年4月の教育委員会で県立学校の教科用図書採択に関する基本方針ということで定めまして、以後、毎年各県立学校に通知して進めてきているところでございます。今年度4月の定例教育委員会でも御報告申し上げた通りですが、この基本方針に従い採択事務を進めてきました。今年度のこれまでの経過については、ローマ数字のIIにまとめております。4月から7月までにかけて、各県立学校において教科書の調査研究を実施しております。そして、県内全ての県立学校に教科書選定委員会を設置しまして、学校の教育目標や生徒の実態を踏まえた、組織的な選定及び公正の確保や採択事務の適正化に努めて参ったところでございます。7月には教科書審査会を実施し、庁内の各担当指導主事が、各校が選定した教科書について教育課程表などと照合をしながら点検確認し、不備等があるものについては指導を行ってきたところでございます。

各学校の選定の状況としまして、まず県立高等学校の選定状況について御説明申し上げます。県立高等学校におきましては、普通科、専門学科、総合学科等の学科別、あるいは全日制、定時制、通信制などの課程別に、さらには進路志望等により、その実態は様々でございますので、教育委員会といたしましても、各学校が実態に即した適切な教科書を選定するために、十分な調査研究を行い、公正でかつ適正な選定を行うよう指導してきたところでございます。

次に、特別支援学校について述べさせていただきます。

<特別支援教育室長>

県立特別支援学校高等部について御説明申し上げます。県立特別支援学校高等部におきましては、先月の小学部、中学部と同様に、学校教育目標や、それぞれの高等部の指導の重点に応じた教育課程に沿ったもの、生徒の能力、適性、興味、関心を踏まえ、自ら学ぼうとする意欲を喚起するもの、学力向上に資するもの、という選定の方針を踏まえて、各校の校長が選定したものです。

高等部ですので、特に自立に向けて必要な知識や技能を体得、習得できるものという観点で選定していることが特徴であります。選定された教科書について、教育庁において慎重に審議いたしまして、その結果を議第1号、1-20頁から1-22頁まで及び別冊の1-2-8頁、それ以降に各校の状況をまとめております。各校とも在籍する生徒の障がい

の状況、学びの状況に応じて、一人ひとりが十分に活用し学習できる図書を適切に選定しております。

以上、特別支援学校の高等部について御説明いたしました。よろしくお願いたします。

< 高校教育課長 >

それでは、また高等学校のほうの説明に戻ります。資料1-2頁からの別紙を御覧いただきたいと思います。1-2頁には教科書の選定状況の全体概要を表にしています。1-3頁と1-4頁は第1部となっております。第1部とは平成25年度から年次進行で改訂された現行の学習指導要領に基づく教科書でございます。それから、1-5頁には第2部という教科書が記載されていますが、これはひとつ前の学習指導要領に基づく内容で編集された教科書でございます。教科、科目によっては現行の内容と、前回の内容がほぼ変わらないため、新しい教科書をつくっていないということがございます。1-6頁は、第3部として、さらに10年前の学習指導要領に基づいた内容で編集された教科書ということでございます。本県では第2部、第3部の教科書については、今回は農業の科目において第2部の教科書を2点選定している学校がございます。

第1部、第2部、第3部を合計しますと、発行されている798点の教科書のうち、県立高等学校、特別支援学校あわせて594点が選定されており、全教科書のうち74.4%の教科書が選定されているという状況で、かなりばらけた形で選定されています。

なお、選定されている教科書には、教科書会社がつけている教科書と、言い方は良くないのですが、出版社が作っても商売にならない、本当に限られた学校でしか学ばないような内容の教科書で、文部科学省が直接作っている文部科学省著作教科書とがあります。

続いて、別冊の1-2-3からの資料2を御覧ください。資料2には、代表的な学校3校の教科書選定の観点を載せております。全ての学校のものについては、別つづりで御覧いただいているものになります。1-2-3頁が主に進学を目指す普通科高校、次の頁が専門高校、その次の頁が総合学科ということで、それぞれ違う観点が書かれています。

それから、1-2-6頁と1-2-7頁には県立高校において比較的選定率が高い教科書の選定理由の例を記載しています。選定の理由としましては、教科書の内容、構成が当該校の生徒にとって適しており、わかりやすく、生徒の興味、関心を喚起し、かつ、生徒の学力向上に資する内容である。などということが述べられていることが多くあります。

机上に、教科書を何点か、代表的なところを準備いたしました。例えば比較的選定率の高い教科書ということで、大修館書店の「新編国語総合」、山川出版の「詳説世界史 改訂版」など、このあたりが比較的多くの学校で選ばれている例でございます。それから特徴的なものとして、東京書籍の「書道I」という教科書には、山形北高にあります齋藤茂吉の書が見開き頁にあり、本県に関係する題材が教科書に取り上げられているという例がございます。帝国書院の「地理A」、二宮書店の「詳

解地理B」などの教科書については、領土問題をしっかり取り扱っている例でございます。あるいは、実教出版の「高校日本史A新訂版」、「日本史B」、「高校日本史B」、こちらは国旗、国歌に関する記載がなされている代表的な例と言えます。こういった教科書の中から、各校において自校に見合うものということで選定したものが一覧にあるとおりでございます。

以上、御説明申し上げましたが、いずれも教科用図書採択に関する基本方針に基づきまして、各校長が選定しましたものを、関係各課で厳正に審査したものでございます。よろしく御採択をお願いいたします。以上でございます。

- <廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。
- <武田委員> 「教科書選定の観点」は校長先生が書くのですか。
- <高校教育課長> 教務担当や教頭などが中心となり、各校の選定委員会で文章を書いた後、校長が最終決裁をするということが、普通の流れになります。
- <菊川委員> 山川出版の世界史Bは、10年以上もずっと選ばれていますね。私の30歳になる息子もこれを使っていたと思います。選定される発行者はあまり変わらないのでしょうか。
- <高校教育課長> 歴史の教科書は山川出版がよく選ばれています。
- <涌井委員> 私もこの教科書を使っていました。
- <佐藤教育次長> 表紙もあまり変わっていませんね。
- <廣瀬教育長> 帝国書院の地図帳は私も使った記憶がありますが、今でも使われているのだなという印象ですね。
- <高校教育課長> それぞれの出版社に得意分野があります。
- <菊川委員> 北方領土問題などの記述はこれまであまりありませんでしたが、今回のものには記述されていますね。
- <高校教育課長> 平成25年の新しい教科書から記述されているものが増えています。
- <涌井委員> もちろん検定を通らなければいけないのですが、領土問題などは、各教科書会社の考えが反映されるのでしょうか。
- <高校教育課長> 領土問題については、学習指導要領では必ず扱うようにとはまだなっていないため、各教科書会社で載せるかどうかを判断していますが、社

会科の授業の中で何らかの形で扱うことにしている学校が非常に多いと聞いております。

<武田委員> 先生によって考え方が違うのですか。

<高校教育課長> いえ、先生によってというよりは、単独で授業を持つような規模の学校でない限り、学校内で打合せを行ったり、社会科の先生方の連絡協議会のようなものがありますので、そこで教科の中でどのように持っていくかを話しあったりします。

今回の18歳選挙権に関しては、学校の枠を越えて先生方でかなり打合せをしたうえで授業が行われたということです。領土問題関係もまた同じのようです。

<涌井委員> 政府の解釈にあわせた授業が行われるのですか。

<高校教育課長> 教室現場では、先生方は個人の意見を言えませんので、「このように扱われている」という言い方をしたり、微妙なものは新聞記事を使い、このような問題もあるという提起の仕方をしたりして工夫しています。

<武田委員> 娘の授業参観のときに、社会科で北方領土の話がありました。その先生の知り合いの方が実際に北方領土の行った際の写真を見せて、確かに日本人が暮らした跡があるという説明をし、そこから生徒達に自分で考えさせるような授業をされていて、感心したことを覚えています。

<廣瀬教育長> 私の持っているイメージですと、歴史の教科書の最後の方の頁は積み残しになり3年間の授業が終わるといったところですが、今はどういう状況ですか。

<高校教育課長> 今のセンター試験は、昭和の時代からも出題されますので、さすがに平成まではできませんが、昭和までは授業で扱われています。

<涌井委員> その部分が一番面白いような気がしますけれどもね。

<高校教育課長> 現代社会という教科では、現代から扱っています。

<片桐委員> 現代社会の教科書を見ますと、身近な生活や、法律のこと、インターネットのことなど、盛りだくさんで、大人もこれを見て勉強しなければならないような、良い内容になっています。

<小嶋委員> これはいいですね。

<菊川委員> 国旗・国家についての記述では「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」とあります。客観的に、きちんと書かれているのですね。

- <佐藤教育次長> 各教科書会社によって様々書き方はありますが、学習指導要領、さらにその解説というものがあり、それらが一定のガイドラインになっています。踏み込んだ表現にすると、検定で修正意見がつくことがあります。
- <涌井委員> 子ども達は初めて接する情報であると、すっと受け入れてしまうことがありますので、第一印象になる情報については気を付けないといけませんね。
- <廣瀬教育長> それではただいまの説明について、他に御意見、御質問ありませんでしょうか。なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
- <各委員> 異議なし。
- <廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。
- <廣瀬教育長> 次に、議第2号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、総務課長より説明願います。
- <総務課長> はい。それでは資料2-1を御覧ください。議第2号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、御説明申し上げます。提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について、報告書を作成し、県議会に提出するとともに、公表するため提案するものでございます。こちらにつきましては、8月22日の定例教育委員会終了後にも説明させていただきましたので、本日はその後の変更点についてのみ御説明をさせていただきますと思います。
- まず、こちらの報告書のあとについています資料2-3頁、「平成27年度教育委員会活動の自己点検・評価について」を御覧ください。変更点につきましては、「1 8月22日定例教育委員会報告からの変更点」ということで、(1)から(5)として箇条書きいたしました。このような内容の変更をさせていただきました。
- 具体的に申し上げます。報告書の8頁を御覧ください。この表の目標の上から2つめと、3つめに、「国語、算数・数学が『好き』な児童生徒の割合」や「『分かる』と答えた児童生徒の割合」というものがございます。これについて8月の報告の際には、小中それぞれで増加させるという目標を掲げてあり、その表の右の達成状況と評価のところ、それぞれ「概ね達成」としておりました。例えば小学校6年生の国語では、64.3%、算数であれば何%、中学校3年生の国語、数学それぞれ何%という形で記述しておりましたが、実際、前年度と比べますと、数値自体は落ちていました。数値が落ちているにもかかわらず、「概ね達成」としていました。この理由としましては、目標の8割を達成していれば、

「概ね達成」であると評価をしていたためです。前年の8割をずっと達成していったとすると、段々減っていくわけですが、それでも「概ね達成」というのはいかなものかということで、今回、目標自体を小・中学校それぞれ全国平均以上という形に変えさせていただきました。その結果といたしまして、表右側の達成状況ですが、小学校6年生、中学校3年生ともに、2項目、国語・算数あるいは国語・数学のうち達成したのが、小学校6年生では国語のみ、中学校3年生でも国語のみと、両方とも全国平均以上という目標を達成できなかったということで、今回は「未達成」という評価をしたところでございます。これが、「好き」というところと、その下の「分かる」というところでございます。

それから、頁をめくっていただきまして、9頁。こちらの達成状況の欄、前は「調査中」とさせていただいておりましたが、速報値ということで公表されましたので、こちらには20.2%と入れさせていただきましたところでございます。

それから、その下10頁、表の下から2つめと一番下、これらについても速報値が公表されましたので、それぞれ、75.3%、96.7%ということで、「概ね達成」、「達成」という評価をさせていただきました。

頁とびまして17頁を御覧ください。こちらの2つめの目標「『放課後子ども教室』開設市町村数」ということですが、8月の報告の際、片桐委員の方から、市町村数ということだけでなく、中身も伴っていないといけないというお話をいただきましたが、目標数値についてはそのままとさせていただいたうえで、表の右側の今後の対応・改善点等の一番下に、「学校と家庭・地域の連携・協働の推進に向け、各市町村の実態調査を行うとともに、家庭教育支援を含め学校支援体制や放課後子ども教室を一体的・総合的に推進する仕組みづくりについて助言していく。」と、内容の充実についても図ることができるような形でこれから進めていきたいということで、追加させていただきました。

それから18頁、事業実施状況の欄「(2) 青年交流事業」ということで、前回こちらについては武田委員の方から、青年グループの交流については、事業終了としたとのことだが、続けてほしいという御意見を頂きました。交流事業につきましては、子育て推進部の事業と重複しており、その部分については子育て推進部の事業で対応することになりました。教育庁サイドとしては「育成された青年が、高校生と地域課題の解決に向けたワークショップを行うことで、高校生を地域の次代のリーダーとして育成」と、この部分を教育庁サイドで行うということで、役割分担をした結果、このような形になりましたので、この部分を変更させていただきました。

内容としては以上でございますが、最後に21頁を御覧ください。こちらに自己点検・評価達成状況一覧ということでまとめております。ただいま申し上げたような見直しをした結果として、設定目標54項目のうち、前回報告の際に、達成が13としていたところを15に、それから概ね達成が前回27のところ26に、未達成9だったところを11に、調査中5だったところを2としています。

以上が変更点ということですが、先ほど見ていただきました資料2-3をもう一度御覧いただきたいと思っております。9月6日に教育懇話会を開催いたしまして、この自己点検・評価についての御意見を頂戴したところでございます。その主な意見をこちらにまとめております。「(1) 学校に対する支援への意見」では、「多忙感を抱えている教員をどう支援していくべきか。教える側にゆとりができれば、教育全般の質の向上につながるのではないか。」など、それから「(2) 家庭・地域等に係る意見」については、「家庭教育出前講座はよい事業であるが、子育て視点という観点から親子で気軽に立ち寄り相談できる場所を設けてほしい。」などの意見、「(3) 運動・スポーツに係る意見」としては、「競技力については、単年度で結果を出すというのは難しい。目標までのプロセスが大事なのであり、短期の視点のみならず長期の視点の目標があってもよいのではないか。」などの御意見、御要望をいただいたところでございます。最後のところになりますが、教育懇話会を踏まえた修正としましては、ただ今申し上げたような御意見、御要望をいただいたところでございますが、この点検・評価報告書(案)については、修正箇所はなしと、まとめてさせていただいております。

従いまして、この形で県議会に提出させていただきたいと考えております。以上でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第3号は人事に関する案件であり、また、議第4号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 関係者以外退出 議第3号及び議第4号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<廣瀬教育長> これで、第1031回教育委員会を閉会いたします。